

大 総 発 第 175-1 号
令 和 4 年 9 月 22 日

消防計画の未作成に関する

大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会 会長 殿

大槌町長 平 野 公 三



消防計画の未作成に関する原因究明等について（諮問）

当町において、令和4年3月定例会の令和4年度大槌町一般会計予算審議において、消防法で規定している大槌町役場庁舎の「消防計画」が作成されず、「消防訓練」も実施していないことが明らかになりました。

このことについて、大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例（令和4年大槌町条例第13号）第1条の規定に基づき第三者委員会を設置し、同条例第2条に基づき下記のとおり諮問します。

記

1 経 緯

令和4年3月定例会の令和4年度大槌町一般会計予算審議において、消防法で規定している大槌町役場庁舎の「消防計画」が作成されず、「消防訓練」も実施していないことが明らかになりました。

大槌町役場庁舎を開庁（平成24年8月6日）してから約10年にわたり、消防法に定める消防計画の作成について大槌消防署から再三の是正指導等を受け、また、改善計画を大槌消防署に提出しながらも、消防計画を作成していなかったものです。

2 諮問内容

- (1) 消防法に定める消防計画の作成について大槌消防署から再三の是正措置等に対して、改善計画を大槌消防署に提出しながらも、消防計画を作成しなかったことの原因究明について
- (2) 再発防止策について

以上